

農業者戸別所得補償制度等の農業政策の見直しを求める意見書

世界的な人口急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴う世界的な食料争奪の時代が目前に迫っている中、我が国の食料自給率は、平成22年度にはカロリー換算で40%を切っていることから、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、担い手が意欲を持って消費者の需要にこたえられるような食料の供給体制を整備することが求められている。

しかしながら、農業者戸別所得補償制度は、いまだ制度そのものが十分確立されておらず、担い手の減少や農地集積が進まないなど多くの問題を抱えている。

昨年8月の民主・自民・公明の三党合意で「平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」との確認書が取り交わされたものの、政策効果を十分に検証することもなく、国の平成24年度予算に農業者戸別所得補償関連経費6,900億円が計上されたところである。

我が国の食料自給率の向上を図るためには、早急に農業者戸別所得補償制度の政策効果の検証を行い、農業生産基盤の整備により食料供給力を強化する必要がある。

よって、国においては、農業・農村の衰退を食い止め、農業政策を実効性のあるものにしていくために、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 農業者戸別所得補償制度は、これまでの取り組みを十分検証し、制度の見直しを行うこと。
- 2 農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算措置を講ずること。
- 3 計画的な食料自給率の向上や農地の規模拡大など、目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できるような予算編成・執行を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県議会議長 榎 本 孝